

世界禁煙デーは、「たばこのない世界」を目指して喫煙と健康問題について考え方、適切な実践を求める日として考

え、適切な実践を求める日として、たばこ規制枠組条約です。日本でも平成16年にこの条約を受諾しており、WHO(世界保健機関)が定めたものであります。

今年のテーマは「みんなで知ろう!

たばこ規制枠組条約です。日本でもたばこに関する規制が義務付けられています。

5月31日は世界禁煙デーです

「たばこ規制枠組条約」とは…

■条約の目的

条約は、喫煙と受動喫煙を継続的・実質的に減らすため、締約国が自国や地域、また国際的に実施するたばこ規制の枠組を提供することで、喫煙と受動喫煙が健康・社会環境・経済に及ぼす壊滅的な影響から現在および将来の世代を保護することを目的にしています。

■条約の主な内容

(1)職場等の公共の場所で、たばこの煙にさらされる

ことからの保護を定める効果的な措置をとる。

(2)たばこの包装およびラベルについて、主要な表示面の30%以上を健康警告表示に充てる。

(3)たばこの広告、販売促進および後援(スポンサー・シップ)を禁止または制限する。

(4)未成年者に対するたばこの販売を禁止するための効果的な措置をとる。

たばこの規制が義務付けられています。



◎問い合わせ

健康づくり課 健康推進係
(ほほえみ館2階)

☎40-7283 FAX 30-0115

《マナーを守って!》

受動喫煙から次代を担う子どもたちの健康を守るために、学校や通学路、子どもたちがいる場所での喫煙をひかえるなど、一人ひとりの心配りをお願いします。



◎問い合わせ

佐賀市教育委員会 教育総務課 教育政策係

☎40-7352 FAX 40-7394

「緑の募金」を活用して地域の緑化活動の支援や緑化啓発イベントを実施しています。



市民参加による下水浄化センターの植樹

『緑の募金』へのご協力をお願いします!



3月1日(火)～5月31日(火)まで「緑の募金」春の運動期間を展開中です。

ご協力いただいた募金は、佐賀市がみどりあふれるまちとなるよう、市民の皆さんとの緑化活動の支援などに活用します。



昨年の街頭募金の様子

◎問い合わせ

本庁 緑化推進課

☎40-7164 FAX 26-7376

または各支所産業振興課

あなたの権利 わたしの権利 「生かされていることを感じて」

私は昨年、初めての乳がん検診を受け、要精密検査となりました。検査のたびに思わずくない結果が出たので手術に踏みきり、放射線治療を受け今は薬を服用しています。状が現れるので、そのケアにも参加しています。

病名を知られたのは子どもたちと同居して1年のときでした。夫を早くに亡くしているので、このときは思わず仏壇のおりんを打ち鳴らし、夫の写真に「もう迎えにくるのせめて…」と手を合わせました。私の場合は初期の段階でしたが、もし、あと何年くらいと呑呑げられたならと真剣に考えました。どのような場合でも、その立場にならないと、本当の気持ちは分からぬということを改めて考えさせられました。以前は、気持ちが落ち込んだりしきりに

受け取った。私は何のために生まれてきたのだろうと、とても悲観的に考えたのですが、それでも、自分の命を大切に生きたいと思いつつ、社会づくりに貢献していくことを決意しました。このことが支えのと信じ、仕事に活かしています。

佐賀市のホームページにも掲載しています。

(元社会同和教育指導員・栗崎)

◎問い合わせ

人権・同和政策課 人権啓発係
(ほほえみ館内)

☎40-7367 FAX 34-4549

訪問販売トラブルにご注意ください!

注意するポイント

訪問販売は、①業者名や商品の種類、販売するための訪問であることを明らかにすること、②再勧誘の禁止など、特定商取引法により規制されている販売方法です。また、クーリングオフの対象になります。

訪問販売を受けるときは、契約内容をよく確認すること、不必要なものはきっぱり断ることが大事です。

また、トラブルに巻き込まれたときは、あきらめずに、消費生活センターにご相談ください。

なお、「訪問販売お断りシール」を、消費生活センター、市役所1階総合案内、各支所市民サービス課に用意していますので、必要な人は申し出てください。



相談事例①

「ちょうど近所で下水管の洗浄作業をするので、この機会にどうですか」と業者が突然訪問し、金額を確認しないで頼んだら、作業後に25,000円の請求を受けた。(80歳代)

相談事例②

ゴザの訪問販売を受けて断ったら、「トイレを貸してほしい」と言われ、トイレを貸したらあがりこまれ、強引に売りつけられた。解約したいが、領収書は渡されておらず、業者名も連絡先も分からない。(80歳代)

突然の来訪のため冷静な判断ができず、業者の言われるままに契約したり、不要と思いながら断ることができずには契約してしまったという相談がよくあります。

◎問い合わせ

佐賀市消費生活センター
(アイ・スクエアビル4階 駅前中央1-8-32)

☎40-7087(平日9時～16時)
FAX 40-2050

※面談相談は、事前に予約ください。

佐賀市のホームページにも掲載しています。